

平成28年4月1日から施行されました

障害者差別解消法について

この法律では、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。町でも同法に基づく社会づくりの推進を目指します。

●「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

●「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応

すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

※法律の正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

問【障害者差別解消法について】

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
障害者施策担当

☎03-5253-2111 FAX03-3581-0902

【広野町相談窓口】

福祉介護課

☎0240-27-2115 FAX0240-27-1355

震災前からの町民が双葉郡で死亡した場合

火葬場使用料の差額が原子力損害賠償の対象となります。

平成23年3月11日の時点で広野町に住民票のあった人が、現に双葉郡に住んでいて死亡した場合（いったん町外に居住して帰町した人と、震災後も広野町に住み続けた人との双方を含む）、双葉地方広域市町村圏組合「聖香苑」を使用することができないため、やむを得ず隣接する他市町村の斎場を使用し、高額な斎場（火葬場）使用料を負担する場合があります。

負担した他市町村の火葬場使用料については、「聖香苑」の火葬場使用料を超えた部分の差額が、当面の間、東京電力の原子力損害賠償の対象とな

り請求することが可能です。詳しくは、東京電力株式会社福島原子力補償相談室のご相談専用ダイヤルへお問い合わせください。

■ご相談専用ダイヤル ☎0120-926-404

問 環境防災課 生活環境係 ☎0240-27-2114

児童手当・特例給付現況届

6月30日までに提出してください

児童手当・特例給付現況届（現況届）は、現在児童手当または児童手当特例給付を受けている人が、引き続き受給できるか町で審査を行うため、毎年6月1日現在の家族の状況および所得の状況について提出が必要な届け出です。

対象者の方には現況届を5月末にお送りしましたので、必要事項を記載し、必要な書類を添えて6月30日（木）までに提出してください。

なお、提出が遅れますと、手当の支給が遅れたり、差し止めとなったりする場合がありますのでご注意ください。

また、平成27年1月から12月までの所得が未申

告の方は、広野町役場税務課において、所得の申告をお願いします。

■現況届提出先

広野町福祉介護課（郵送による提出も可）

■提出書類

現況届（全員）、保険証の写し、所得証明書、住民票など

※詳細につきましては、現況届と一緒に郵送している通知文をご覧ください。

問 福祉介護課 生活福祉係 ☎0240-27-2115

未受診者に対する追加健診のご案内

特定健康診査未受診者に対する受診勧奨の実施について

昨年度に引き続き、本年度におきましても、町民の皆さまに対する一層の健康管理を図るため、特定健康診査を受診しなかった方を対象に、電話により受診（追加健診）のご案内します。

受診勧奨の電話は、町が契約する指定事業者が行いますので、ご理解とご協力をお願いします。

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

訪問相談会を行っています

放射線相談室

6月の相談予定は以下の通りです。放射線に関する不安や、相談したい事をお持ちの方は、ぜひお越しください。

集まって頂いた方全員での対話の後、個別の相談もお受けします。

開催日	会場	時間
6月8日（水）	中央台高久第4仮設	午後2時～午後3時
6月13日（月）	浜田集会所	午前9時30分～
6月15日（水）	二本櫛集会所	午前9時30分～
6月23日（木）	常磐迎第2仮設	午後2時～午後3時
6月27日（月）	四倉鬼越仮設	午後2時～午後3時
	工業団地仮設	午後3時15分～午後4時15分

*Dシャトル（下の写真↓の「小さい線量計」）の読み出しも実施しますのでお持ちの方は持って来てください。



問 広野町放射線相談室 ☎080-9252-4773
広野町放射線対策課 ☎0240-27-4162